

広情個審第 43 号
令和 2 年 10 月 5 日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

存否応答拒否決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和 2 年 4 月 2 8 日付け広保環第 2 5 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 3 3 0 号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和2年4月28日付け広保環第25号の諮問事案（諮問第330号事案）

令和元年8月2日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年9月17日付け広保環第105号で行った存否応答拒否決定に対する同年11月25日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求の対象とした公文書を「本件請求対象公文書」という。）に対し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求人の趣旨

本件処分のうち、「3 その他 保健福祉課が行った特定人に関する調査報告書」の部分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

本件処分は、特定法人の業務時間中の自殺であり、遺族の知る権利を侵害されており違法である。

本件処分のうち、特定人が業務中に自殺したことに対する調査のことに関する部分の取消しを求める。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件開示請求は、特定の個人の氏名等が記載された個人情報に関する開示請求となっている。

請求人が開示を求めている情報は、その氏名によって個人が識別されていることから、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号にいう個人情報に該当し、不開示情報である。

本件情報は、条例第7条第1号に該当することが明らかであることから、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報である本件情報を開示することになるものであり、条例第10条により、本件請求文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したものである。

(2) 請求人は、審査請求の理由として、遺族の知る権利を主張しているが、条例第5条に基づく公文書開示請求は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が何人であるか、どのような目的で開示請求をしているかといった個別的事情により、開示・不開示の判断が異なるものではない。

請求人は、遺族であることを理由として情報を知る権利がある旨主張するが、条例第7条第1号の不開示情報であり、請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報である本件情報を開示することになることから、実施機関が行った処分は妥当であり、請求人が主張する権利の侵害には当たらない。

- (3) 請求人は、本件処分のうち、「保健福祉課（環境衛生課の誤りと思われる。）が行った特定人に関する調査報告書」の部分の取消しを求めているが、当該報告書の情報も前記(1)と同様に条例第7条第1号に該当する個人情報であり、条例第10条により本件請求文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第10条の規定について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(3) 条例第7条第1号及び第10条の該当性について

本件開示請求は、特定人の自殺が発生したことを前提にする公文書の開示を求めるものであるところ、当該公文書に記録されている情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書きには該当しないことから、不開示情報であると認められる。

また、本件請求対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該不開示情報を開示することになるから、条例第10条の規定により、本件請求対象公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

(4) 請求人の主張について

請求人は遺族の知る権利の侵害について主張するが、条例に基づく開示請求は、開示請求者が誰であるかや開示を請求する理由といった個別の事情によって開示等の判断が異なるものではないことから、上記の判断を左右するものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会から以下のとおり付言する。

本市においては、個人の権利利益を保護すること等を目的として広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「保護条例」という。）を制定し、自己に関する保有個人情報の開示請求権を定めており（保護条例第9条第1号）、遺族からの保有個人情報の開示請求については、個別に判断して正当な理由があるときには提供できる扱いとしている。

このため、請求人が保護条例に基づいて、遺族として死者に関する個人情報の開示請求を行えば、提供が可能な場合もあると考えられることから、実施機関は、請求人に対して、保護条例に基づく開示請求についても説明するべきであった。

実施機関においては、今後、本件と同様の開示請求があった場合は、開示請求者に対して、保護条例に基づく開示請求について必要な説明に努められたい。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 2 . 4 . 2 8	広保環第25号の諮問を受理 (諮問第330号で受理)
R 2 . 7 . 1 0 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 2 . 8 . 2 1 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
濱 野 滝 衣	弁護士